

碧南市

重層的支援体制整備事業 実施計画



令和8年3月

1 重層的支援体制整備事業とは

近年、少子高齢化、人口減少により、核家族、高齢者のみの世帯が増等社会構造の変化や、個人のライフスタイルの変化、それに伴う地域の共同体が変化しています。

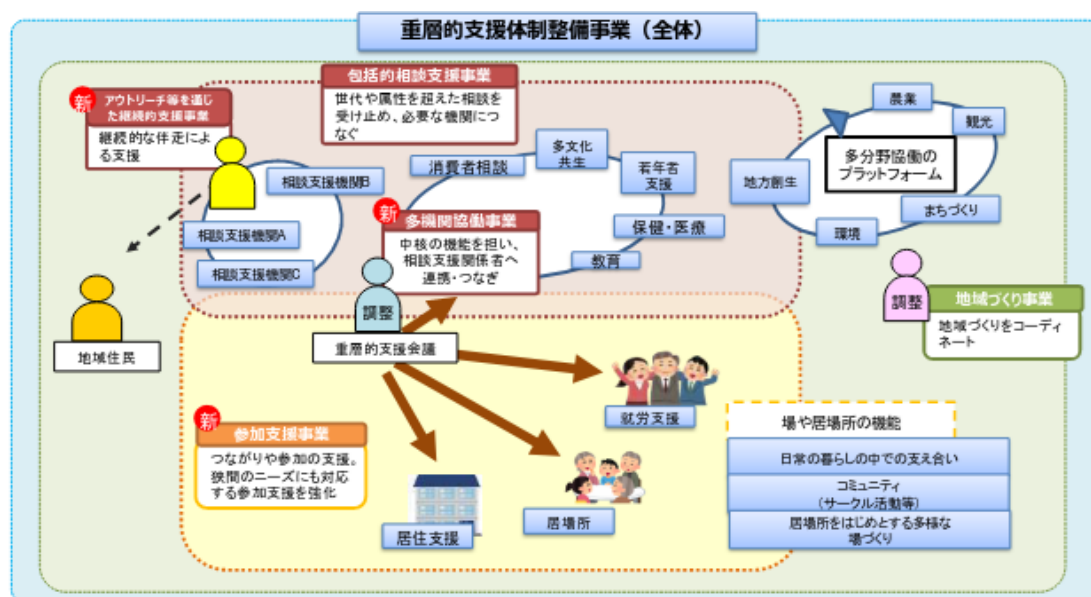
それにより、家族や地域の「つながり」が弱体化しており、世帯のなかの生活課題についても介護者や子育て中の親の孤立、ひきこもり等の社会的孤立、ヤングケアラー、ダブルケア、8050問題等、複雑化・複合化しやすく、高齢・障害・子ども・生活困窮等の分野別の社会福祉制度だけでは解決が困難な生活課題を抱える世帯が増加しています。

こうした課題に対応するため、国は令和2年に社会福祉法（以下「法」という。）を改正し、重層的支援体制整備事業（法第106条の4）を創設しました。重層的支援体制整備事業は、高齢・障害・子ども・生活困窮等、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、複雑化かつ複合化した生活課題に対応するため、分野を超えた関係機関と地域住民等との連携・協働の下で、「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する、重層的で包括的な支援体制を構築する事業です。

碧南市重層的支援体制整備事業実施計画（以下「本計画」という。）では、本市における、重層的支援体制整備事業の具体的な提供体制について記載しています。

2 重層的支援体制整備事業の目的

重層的支援体制整備事業は、法第106条の4第2項の規定に基づき、高齢、障害、子ども、生活困窮等の既存の社会福祉分野である相談支援などの取組を活かしつつ複雑化・複合化した支援ニーズに対応する、属性を問わない「包括的な相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する支援体制を構築し、すべての市民に対する重層的なセーフティネットの強化を図ることです。各事業が相互に重なり合いながら、本人に寄り添い、伴走する支援体制の構築を目指します。



厚生労働省資料より抜粋

3 重層的支援体制整備事業の基本方針

(1) 基本的な考え方

へきなん地域福祉ハッピープラン（以下「地域福祉計画」という。）や個別の計画の方針、目標との整合性を図りながら、地域福祉計画の基本理念である、地域共生社会の実現を目指します。

実施体制は、新たな組織を作るのではなく、既存の各分野の拠点の体制及び機能を活用し、支援関係機関で連携を図り、包括的な相談体制を構築します。

(2) 基本理念

地域で築く つながり 支えあうまち へきなん

地域福祉計画の理念である、「地域で築く つながり ささえあうまち へきなん」が実現できる地域を目指し、事業を推進していきます

4 本計画の期間と位置づけ

(1) 計画期間

本実施計画の期間は、現行の地域福祉計画に合わせて令和8年度までとし、年度ごとに事業に対する評価を行い、より充実した支援体制の整備に向けて見直し等を行います。

■計画の期間

(年度)

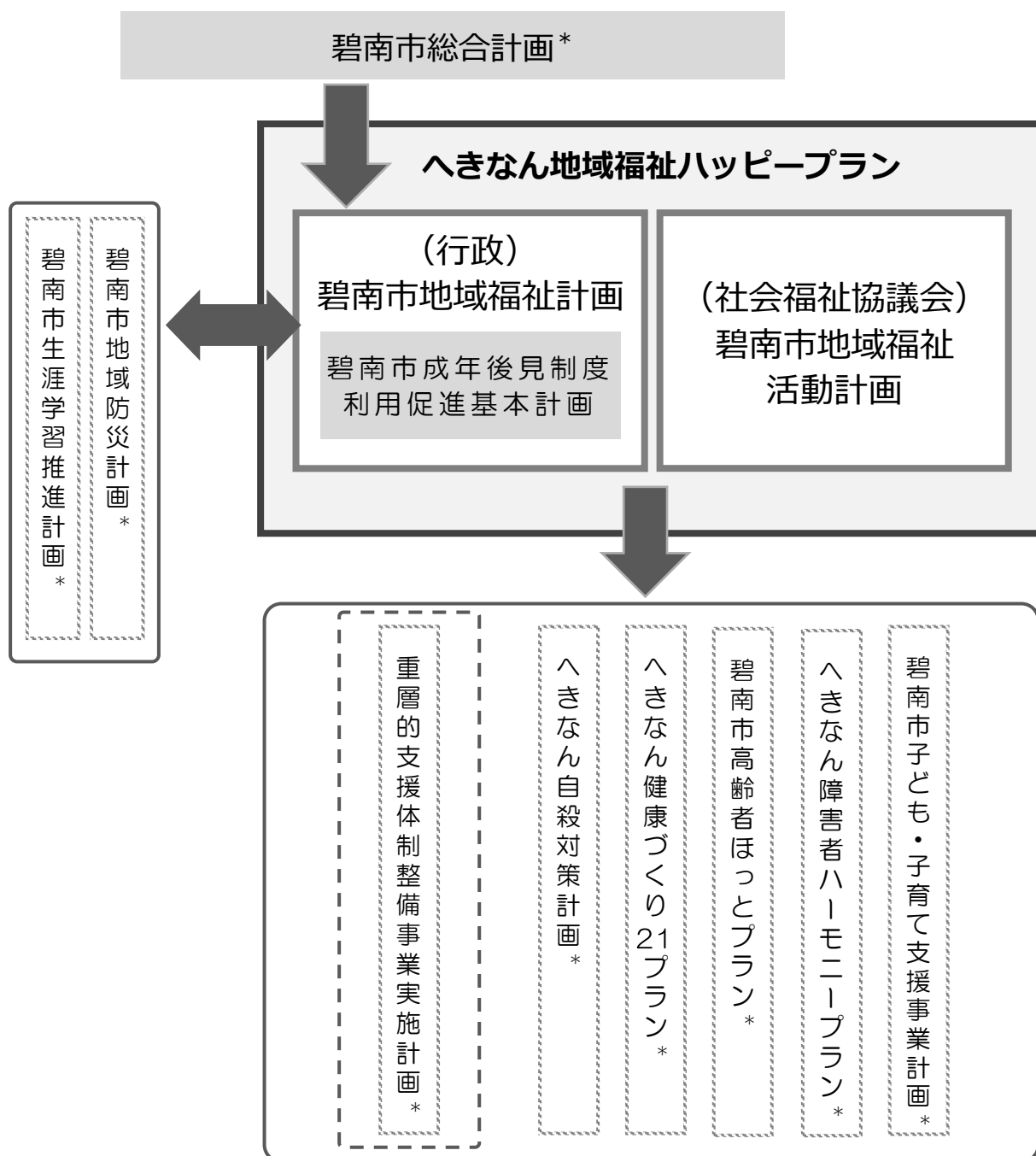
年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
地域福祉計画 (行政)	へきなん地域福祉 ハッピープラン 第3次地域福祉計画 第5次地域福祉活動計画					
地域福祉活動計画 (社協)						
重層的支援体制整備事業実施計画						

（２）本計画の位置づけ

本計画は、法第１０６条の５第１項に規定する重層的支援体制整備事業実施計画として、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制、実施内容等を定めるものです。

また、本計画は、重層的支援体制整備のために必要な固有事項に特化した内容を記載するもので、地域福祉計画をはじめ、各分野の事業計画との調和を保ち整合性を図るものとします

■他計画との関係



5 本実施計画の評価・見直し

本計画を効果的かつ継続的に推進していくために、「10 本実施計画の策定・推進体制」を活用の上、PDCAサイクルにより各事業を実施し、定期的な点検・評価を行います。

また、今後、評価指標を本計画に盛り込むことができるよう検討を進め、必要に応じて、見直しを行います。

6 事業構成、実施内容

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズや、既存の制度の狭間にある課題に対して、属性を問わず包括的に対応できる支援体制を地域で構築することを最終目標として、個々の事業の構成、実施内容、事業目標を定めます。

重層的支援体制整備事業は、法第106条の4第2項規定される「包括的相談支援事業（同項第1号）」「参加支援事業（同項第2号）」「地域づくり事業（同項第3号）」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（同項第4号）」「多機関協働事業（同項第5号6号）」の5つの事業で構成されており、それらの事業を一体的に実施し、高齢、障害、子ども、生活困窮の分野を超えた相談支援体制と住民主体の課題解決体制の構築を目指すものです。本市では、それぞれの事業について、次のように取り組みます。

（1）包括的相談支援事業

既存の相談窓口を活用し、属性や世代、相談内容に関わらず相談を受け止め、複合的・複雑なケースについては包括的相談支援担当者につなぎ、連携して支援を行います。相談を受ける際は、本人の相談内容のみにとらわれず、その背景（世帯状況、経済状況等）に目を向け潜在的な課題の把握に努めます。また、相談者の世帯丸ごとの課題を抽出し、課題を解きほぐし、世帯の課題が単独の課で対応可能なものは担当課へつなぎ、複合的・複雑なケースは多機関協働事業として対応します。

ア 地域包括支援センターの運営（高齢、法第106条の4第2項第1号のイ）

支援対象者	高齢者やその家族等
担当課	高齢介護課
事業内容	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、高齢者の生活・介護・認知症などの困りごとについて総合的な相談に応じ、地域の福祉・医療関係者と連携し、必要な支援を行うとともに、高齢者の虐待防止や権利擁護、介護予防支援と介護予防ケアマネジメントなどを行います。
設置形態	基本型（単一の既存事業の委託を受け支援を実施する形態）
実施方式	委託（碧南社協地域包括支援センター、碧南東部地域包括支援セン

	ター、碧南南部地域包括支援センター)
設置箇所	3 箇所
配置人数	社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等 15 名程度 (各 5 名程度)
相談場所	①碧南社協地域包括支援センター (新川・西端地区) ②碧南東部地域包括支援センター (中央・旭地区) ③碧南南部地域包括支援センター (棚尾・大浜地区)

イ 相談支援事業 (障害、法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のロ)

支援対象者	障害児・者及びその家族等
担当課	福祉課
事業内容	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行います。
設置形態	基本型 (単一の既存事業の委託を受け支援を実施する形態)
実施方式	委託 (碧南市社会福祉協議会)
設置箇所	1 箇所
配置人数	社会福祉士、精神保健福祉士等 2 名程度
相談場所	碧南ふれあい相談支援事業所 (碧南市社会福祉協議会内)

ウ 利用者支援事業 (子ども、法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のハ)

支援対象者	子育て家庭の親とその子ども及び妊産婦
担当課	こども課 (子育て家庭の親とその子ども)、健康課 (妊産婦)
事業内容	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行います。
設置形態	基本型 (単一の既存事業の委託を受け支援を実施する形態) ※こども家庭センター型、妊婦等包括相談支援事業型
実施方式	直営
設置箇所	2 箇所
配置人数	こども課：統括支援員 1 名、子ども家庭支援員 2 名、虐待対応専門員 1 名 健康課：保健師 9 名程度 (兼務)
相談場所	こども家庭センター (こども課 (碧南市役所内)、健康課 (保健センター内))

工 自立相談支援事業（生活困窮、法第106条の4第2項第1号の二）

支援対象者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人及びその家族等
担当課	福祉課
事業内容	生活困窮者が抱える多様な相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、支援を一体的かつ計画的に行います。
設置形態	基本型（単一の既存事業の委託を受け支援を実施する形態）
実施方式	委託（碧南市社会福祉協議会）
設置箇所	1 箇所
配置人数	社会福祉士 4 名程度
相談場所	碧南市社会福祉協議会

（２）参加支援事業（法106条の4第2項第2号）

既存の社会参加に向けた事業では対応できない対象者が抱える複合的な生活課題を把握し、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。既存の参加支援に向けた事業では対応できない本人や世帯の狭間の個別ニーズに対応するため、参加の場や就労の場として地域の社会資源や支援メニューとのマッチングを行うとともに、社会参加の受け皿としてつなぎ先の開拓や拡充に努めます。また、社会参加の場につながった後も、定着支援として一定期間本人及び受け入れ先のフォローアップを行います。

支援対象者	重層的支援会議で参加支援が必要と判断された人
担当課	福祉課
事業内容	既存の参加支援に向けた事業では対応できない、本人や世帯の個別性の高いニーズに対応するため、地域の社会資源など今までニーズの届いていなかった層（グレーゾーン、引きこもり等）も含めた全属性に対する就労準備支援を行います。
実施方式	委託（碧南市社会福祉協議会）
設置箇所	1 箇所
配置人数	社会福祉士等 2 名程度
相談場所	碧南市社会福祉協議会（福祉センターあいくる内）

（３）地域づくり事業

高齢者、障害児・者、子ども又は生活困窮者の各分野において実施されている既存の地域づくり事業の取り組みを活かしつつ、世代、属性及び分野を超えて、住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備し、人と人、人と居場所をつなぎ合わせることで、交流・参加・学びが生まれ、広がるよう働きかけます。

また、多様な担い手が出会うプラットフォームを促進し、地域における活動の活性化や発展を図ります。

ア 一般介護予防事業（高齢、法第１０６条の４第２項第３号のイ）

事業詳細名称	遊友の会
支援対象者	高齢者
担当課	高齢介護課
事業内容	住民主体による定期的な利用が可能な自主的な通いの場づくりを支援するとともに、住民主体の集いの場が継続できるよう、介護予防に関するサポーターを養成します。
実施方式	委託（碧南社協地域包括支援センター、碧南東部地域包括支援センター、碧南南部地域包括支援センター）
設置箇所	７か所
配置人数	保健師等７名程度（各１名程度）
活動場所等	①みなわ会（福祉センターあいくる） ②さくら会（碧南社協地域包括支援センター西端出張所） ③なでしこ会（東部市民プラザ） ④わかば会（中部公民館） ⑤元気いきいき会（文化会館） ⑥浜友会（大浜まちかどサロン） ⑦友楽会（棚尾公民館）

イ 生活支援体制整備事業（高齢、法第１０６条の４第２項第３号のロ）

支援対象者	高齢者
担当課	高齢介護課
事業内容	地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況を把握し、地域住民や企業・事業所等と連携しながら、サービス提供体制の構築に向けたコーディネートを行い、地域の支え合いの体制づくりを推進します。詳細は次のとおりです。 １ 生活支援コーディネーターの配置 地域の支援ニーズを把握し、住民や団体を繋げる役割を担う。

	2 協議体の設置 地域の関係者が集まり、支援の仕組みづくりを話し合う。 3 支え合い活動・サービスの創出 日常生活を助ける新しい活動（社会資源）を立ち上げる。
実施方式	委託（碧南社協地域包括支援センター、碧南東部地域包括支援センター、碧南南部地域包括支援センター）
設置箇所	6 か所
配置人数	社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等 6 名程度（各 1 名程度）
活動場所等	①新川地区地域福祉推進会議（へきなん福祉センターあいくる） ②中央地区地域福祉推進会議（地区内の公共施設等） ③大浜地区地域福祉推進会議（大浜まちかどサロン） ④棚尾地区地域福祉推進会議（棚尾公民館） ⑤旭地区地域福祉推進会議（地区内の公共施設等） ⑥西端地区地域福祉推進会議（西端公民館）

ウ 地域活動支援センター事業（障害、法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号のロ）

支援対象者	障害者等
担当課	福祉課
事業内容	地域活動支援センターは、障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送るための相談・活動拠点です。日中の居場所や人との交流の機会を提供しています。
実施方式	補助
設置箇所	1 か所
配置人数	精神保健福祉士 1 名、事務員 2 名程度
活動場所等	碧南高浜地域活動支援センター（あおみ J センター）

エ 地域子育て支援拠点事業（子ども、法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号の二）

事業詳細名称	子育て支援センター事業
支援対象者	子育て家庭の親とその子ども
担当課	こども課
事業内容	公共施設や保育所等、地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施します。
実施方式	委託
設置箇所	10 か所
配置人数	子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を各 2 名以上

活動場所等	①あらこ保育園子育て支援センター（荒子保育園内） ②たなお保育園子育て支援センター（棚尾保育園内） ③たなおっこ子育て支援センター（棚尾公民館内） ④とーぶ子育て支援センター（東部市民プラザ内） ⑤こどもプラザららくるにしばた子育て支援センター（こどもプラザららくるにしばた内） ⑥こどもプラザ こころつくしんかわ子育て支援センター（へきなん福祉センターあいくる内） ⑦かしの木子育て支援センター（かしの木保育園内） ⑧ユリアへきなんこども園子育て支援センター（ユリアへきなんこども園内） ⑨ユリアなわて子育て支援センター（ユリアなわてこども園内） ⑩碧のうさぎ子育て支援センター（碧のうさぎ保育園内）
-------	--

オ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮、法第106条の4第2項第3号）

支援対象者	相談支援機関等の職員、市民
担当課	福祉課
事業内容	市内6地区に分かれて当該地区に合わせた多世代（多属性）交流の方法を検討し及び実施することにより居場所づくり及び地域の担い手の新たな関係性の構築を目的とし、地域住民の共助の取り組みを活性化することにより、自立に向けた活力ある地域づくりを目指します。 フードバンクを積極的に情報発信及び推進することにより、地域との新たな関係性を構築します。
実施方式	委託（碧南市社会福祉協議会）
設置箇所	7か所
配置人数	社会福祉士等2名程度
活動場所等	①新川地区地域福祉推進会議（地区内の公共施設等） ②中央地区地域福祉推進会議（地区内の公共施設等） ③大浜地区地域福祉推進会議（地区内の公共施設等） ④棚尾地区地域福祉推進会議（地区内の公共施設等） ⑤旭地区地域福祉推進会議（地区内の公共施設等） ⑥西端地区地域福祉推進会議（地区内の公共施設等） ⑦碧南市社会福祉協議会※（へきなん福祉センターあいくる内） ※フードバンク事業

（４）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第１０６条の４第２項第４号）

本人と直接かつ継続的に関わる信頼関係の構築や、支援が届いていない人に対しての支援を相談や直接訪問などにより行います。また、対象者の把握のために、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築するとともに、地域の状況等に係る情報を幅広く収集する取り組みを行います。

支援対象者	複雑で複合的な生活課題を有し、特定の分野が単独で支援することが困難な世帯
担当課	福祉課
事業内容	当事者やその家族等への継続的なアプローチにより信頼関係を築き、必要に応じて、家庭訪問や同行支援も実施する相談支援を行います。 その他、関係機関や民生委員・児童委員、地域住民等との連携を通じた情報収集を行います。
実施方式	委託（碧南市社会福祉協議会）
設置箇所	１か所
配置人数	社会福祉士等２名程度
相談場所	碧南市社会福祉協議会（福祉センターあいくる内）

（５）多機関協働事業（法第１０６条の４第２項第５号）

複合化・複雑化した支援ニーズを有する方に対し、包括的相談支援を行う中で、課題の解きほぐしや連携が複雑なケースについては、「多機関協働事業」により、課題の把握・整理や支援の方向性の整理、支援プランの作成と、当該支援を実施するうえでの各支援関係機関の役割分担を行い事例全体の調整機能の役割を担います。

支援対象者	複合的な支援ニーズを抱える世帯、支援関係者
担当課	福祉課
事業内容	主な事業内容は次のとおりです。単独の相談支援機関では対応が困難な事例の調整役を主に行います。 ①相談受付、アセスメント ※単独の相談支援機関では対応が困難な事例に限る ②（重層的）支援会議の開催 ③支援プランの作成 ④支援状況の進捗管理・評価 ⑤既存の相談支援機関の支援員等への助言・支援
実施方式	直営

設置箇所	1 箇所
配置人数	社会福祉士等 1 名、事務員 1 名程度
相談場所	福祉課（碧南市役所内）

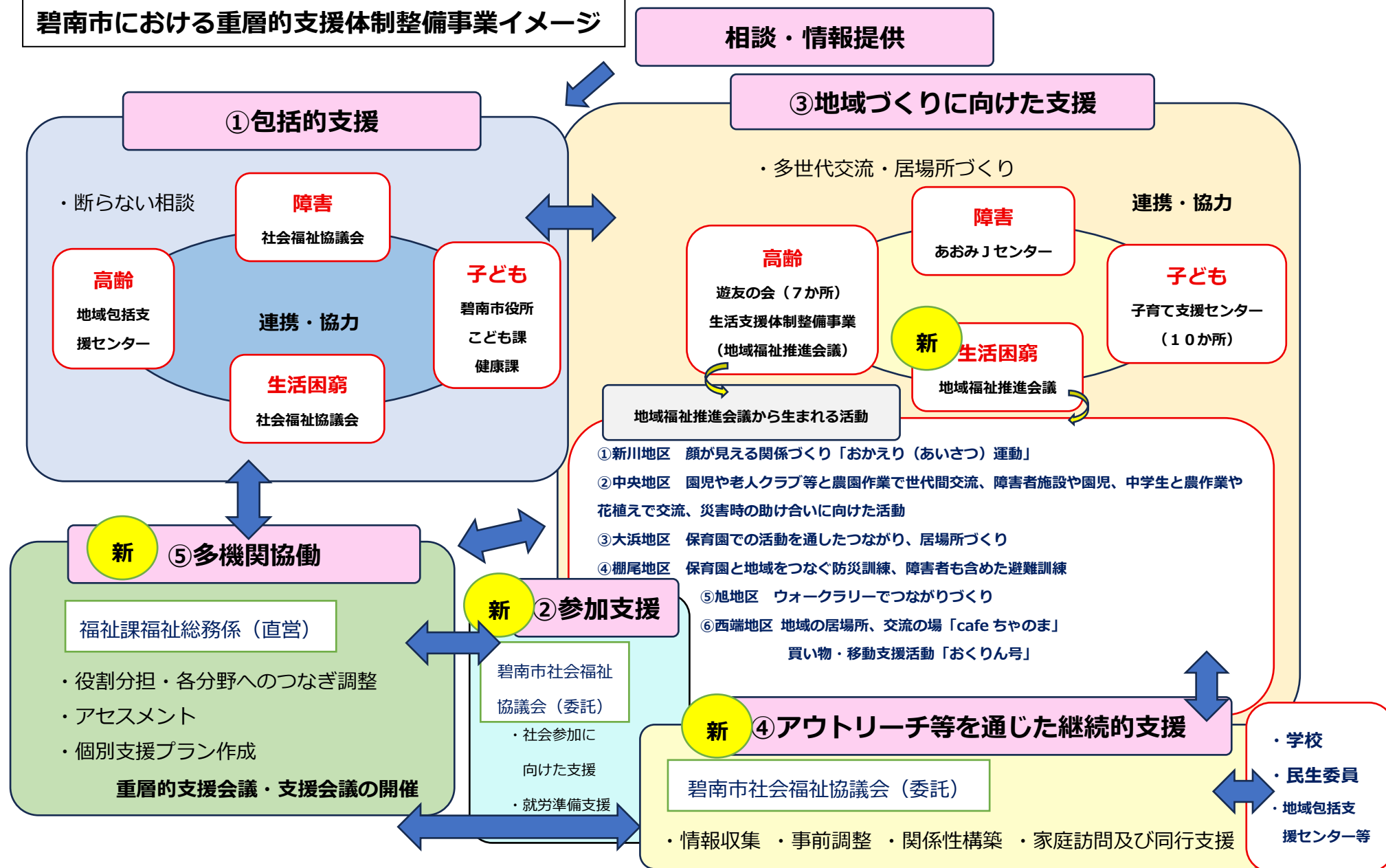
7 事業目標

本計画は、地域福祉と一体的に実施するため、地域福祉計画と一体に進捗状況を確認します。

また、地域福祉計画の進捗状況を評価する碧南市地域福祉計画推進委員会において、PDCAサイクルに基づいて方向性を確認・評価し、計画を推進します。

事業	指標	見込値（R8）	目標値
多機関協働事業	重層的支援会議実施回数	10回	実績数の把握及び同数程度
	プラン策定回数	10回	実績数の把握及び同数程度
	支援会議実施回数	20回	実績数の把握及び同数程度
	多機関協働事業延べ対応回数	50回	実績数の把握及び同数程度
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	プラン策定回数	10回	10回以上
参加支援事業	プラン策定件数	5回	5回以上
包括的相談支援事業	包括的相談連携会議実施回数	2回	2回
地域づくり事業	地域づくり事業連携会議実施回数	2回	2回

碧南市における重層的支援体制整備事業イメージ



8 支援関係機関間の連携に関する事項

(1) 包括的相談支援事業

既存の「地域ケア会議」などの個別ケース会議、地域の社会資源活用等を検討する場等を活かし、関係機関間の一体的な連携を図ります。

また、包括的相談支援機関を中心に、「包括的相談連携会議」を次のとおり年2回程度開催し、関係機関の対応強化及び関係機関間のネットワーク構築を図ります。支援対象者からの意見（フィードバック）を把握することにより、支援が適切であったかどうかの検証を行います。

ア 事例の共有

解決事例を共有することにより単独の相談支援機関で問題解決可能な体制を整えます。

イ 職員研修

相談能力及び連携方法の研修を通じて、制度の趣旨の理解の促進及び関係機関間の連携を強化する取り組みを進めます。

ウ 事業の評価

次の項目を評価して共有することとします。

(ア) 相談受付及び相談支援に係る課題（以下「相談課題」という。）の共有

(イ) 相談課題分析及び分析結果の共有

(ウ) 理想像の共有及び目標設定・評価

エ 事業の見直し等

(ア) 包括的相談支援事業に係る見直しを検討します。

(イ) 他分野と連携を検討します。

(2) 地域づくり事業

地域づくり実施機関を中心に次のとおり「地域づくり連携会議」を年2回程度開催し、理想の地域づくりを目指します。

ア 事業実績（経過）の共有

地域づくりの経過を情報共有します。

イ 事業の評価

次の項目を評価して共有することとします。

(ア) 地域づくりに係る課題を共有します。

(イ) 地域づくりに係る課題分析及び分析結果を共有します。

(ウ) 地域の理想像の共有及び地域づくりに係る目標設定・評価します。

ウ 事業の見直し等

(ア) 地域づくりに係る事業の見直しを検討します。

(イ) 他分野と連携を検討します。

9 重層的支援体制整備事業の推進体制

複雑化・複合化した支援ニーズを有し、単独の支援機関だけで対応が困難なケースについて、多機関協働事業において「重層的支援会議」や「支援会議」を開催し、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性についての調整を行います。

（１）重層的支援会議（法第１０６条の４第２項第５号）

目的	関係機関との情報共有に係る本人同意を得たケースに関して、関係者相互が共有・連携して支援できるように会議を運営する
担当課	福祉課
内容	支援事例の情報共有やケース検討を踏まえ主に次の役割を果たす。 なお、既存の会議体（地域ケア会議、自立支援協議会など）と連携のうえ開催することもある。 ①支援に関するプランの協議 ②プランの適切性の協議 ③プラン終結時等の評価 ④社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
構成員	ケースに応じて参加者（関係各課、関係機関、地域住民等）を決定する。 ただし、該当ケースの包括的相談支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業者の参加は必須とする。
開催時期	随時

（２）支援会議（法第１０６条の６）

目的	守秘義務を課し、支援拒否や本人同意が得られない事例に対し、支援会議の参加者に個人情報共有して、必要な支援を検討する
担当課	福祉課
内容	潜在的な相談者に支援を届けられるよう主に次の役割を果たす。 ①気になる事案の情報提供・情報共有 ②見守りと支援方針の理解 ③緊急性がある事案への対応
構成員	ケースに応じて参加者（関係各課、関係機関、地域住民等）を決定する。
開催時期	随時

10 本実施計画の策定・推進体制

本計画の対象は、地域福祉計画と同様に本市に暮らす住民や、活動する団体、事業所等、本市に関わりを持つすべての人であり、性別、年齢、障害の有無、国籍等に関わらず、誰もが福祉の担い手であり、受け手となります。そのため、計画策定段階においても住民が参加し、地域の課題を自分ごととして考えていくため、次のような体制で計画の策定を進めました。また、計画の推進につきましても同様な体制を予定します。

(1) 碧南市地域福祉計画推進（策定）委員会

学識経験者、地域団体・福祉関係団体の代表者、教育機関の代表者等で構成した〔碧南市地域福祉計画推進（策定）委員会〕において、地域福祉に関わる様々な分野から本計画の施策、内容等について検討を行い、計画に反映しました。

(2) 碧南市地域福祉計画策定委員会作業部会

本市の福祉課及び社会福祉協議会を事務局とし、関係課の職員を部会員として構成した〔碧南市地域福祉計画策定委員会作業部会〕において、計画策定の進め方や課題、計画案の検討・作成を行いました。

(3) 市民意識調査

住民の福祉についての考えや意見等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、個別にヒアリング調査を実施しました。

(4) 団体等ヒアリング調査

福祉やまちづくりに関わる団体等の考えや意見等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、各分野で活動する団体等を対象に調査シートによるヒアリング調査を実施しました。

(5) 関係課等ヒアリング調査

制度の理解、連携方法の確認及び今後の方向性等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、関係課や社会福祉協議会等を対象に調査シートによるヒアリング調査を実施しました。